

浜長保険センター安全だより(6月)

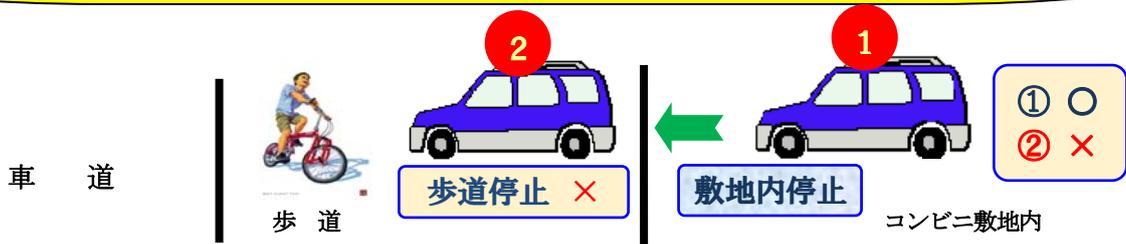
平成 29 年 6 月 8 日
浜長保険センター 第 7 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



紫陽花(アジサイ)の花が咲くころとなりました。いかがお過ごしでしょうか? これから日増しに暑くなりますが、梅雨冷の肌寒い日もありますので、体調をくずされませんようお元気でお過ごしください。



事例 昼ごろ、コンビニで弁当を買い、道路へ出るため左折しようとしていたところ、歩道を走って来た子どもの自転車と接触しそうになった。自転車は急ブレーキを掛けていた。



この事例をもう少し、詳しく説明します

自動車が停止した場所は、歩道手前で停止せず、歩道通過時に衝突し、人身事故になっていた場合、自動車側に大きな過失が問われます。

【停止位置】①で停止することが原則です。徐行しながら②まで進むと、歩道を通行している歩行者や自転車と衝突する危険があり、「歩道直前停止違反」にもなります。

～ 歩道は、「自転車通行可」でない場合でも、高齢者(70歳以上)や子供(13歳未満)は通行してもよいことになっています。(道路ルールが改正されています)

会社構内、コンビニ、病院、官公署などに出入りするとき、歩道を横断することになりますが、歩道の直前で停止する義務があります。

問 交通ルールにはどのように定められているのか?

答 「車両は歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない」と定められています。入るときだけでなく、出るときも同じです。(道交法第17条第2項)

問 歩行者がいなければ停止しなくてもいいのか?

答 歩行者がいなくても一時停止しなければなりません。ルールに「徐行」と示されていません。

問 一時停止すれば、そのまま発進してもいいのか?

答 一時停止しても、歩行者の通行を妨げれば違反になります。

問 自転車の場合も一時停止義務があるのか?

答 自転車と衝突した場合、このルールは適用されませんが、「安全運転義務違反」になります。

「道路外から道路に出るときの安全確認」

右から先→左側通行のため、直近の危険は右側にあるためです。

歩道を横切る場合 一時停止して左右の確認 (右よし、左よし)

歩道を横切るとき、徐行しながら車道の直線まで進むことは、歩行者や自転車と衝突する危険性があり、交通ルール違反です。交通ルールを理解していない場合でも、事故を起こせば、そのルールが適用されます。平素の運転行動を自己点検し、修正すべきは修正しましょう。

～ 安全は 相手に求めず 自分から ～